

# 青森県報

第四千二十五号

平成二十七年  
七月二十四日  
(金曜日)

## 目 次

### 告 示

生活保護法による介護機関の指定	健康福祉課	一
右 同	同	一
生活保護法による指定介護機関の休止の届出	同	二
生活保護法による指定介護機関の廃止の届出	同	二
右 同	同	二
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定	同	三
右 同	同	三
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の休止の届出	同	三
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出	同	三
右 同	同	三
クリーニング師試験の施行	保健衛生課	四
特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生	水産振興課	四
道路の区域の変更	道路課	五

公 告

政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表……………(総務学事課) ……五

## 告 示

青森県告示第五百四十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十七年七月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者		居宅介護事業の種類		居宅介護事業所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	名 称	所在地	
山崎尚之	青森市千刈四丁目一の一	居宅療養管理指導	弘前市大字大清水四丁目一〇の一	やまざき歯科医院	弘前市大字旭ケ丘二丁目六の四	平成二七・三・一
医療法人弘愛会	弘前市大字宮川三丁目一の四	認知症対応型通所介護	弘前市大字旭ケ丘二丁目六の四	共用型デイサービスふれあい温泉	弘前市大字旭ケ丘二丁目六の四	二七・五・一
株式会社ライアベック	和田市西十番町一の一六	居宅療養管理指導	和田市西十番町一の一六	竹内調剤薬局	和田市西十番町一の一六	二六・二・七

青森県告示第五百四十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十七年七月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	介護予防事業者		名 称	介護予防事業者	
	主たる事務所の所在地			主たる事務所の所在地	
医療法人弘愛会		弘前市大字宮川三丁目一の四	共用型デイサービスふれあい温泉		弘前市大字旭ヶ丘二丁目六の四
株式会社ライアベック		和田市西十番町一の一六	竹内調剤薬局		和田市西十番町一の一六
介護予防防		介護予防防	居宅介護指導		居宅介護指導
介護予防防		介護予防防	居宅介護指導		居宅介護指導
指 定 年 月 日		平成 二 七 ・ 五 ・ 一	指 定 年 月 日		平成 二 六 ・ 二 ・ 二 七

青森県告示第五百四十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年七月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	居宅介護事業者		名 称	居宅介護事業者	
	主たる事務所の所在地			主たる事務所の所在地	
社会福祉法人津軽富士見会		弘前市大字山崎一丁目三の七	訪問看護ステーション弘前		弘前市大字山崎一丁目三の七
居宅介護の種類		訪問看護	居宅介護の種類		訪問看護
休 止 年 月 日		平成 二 七 ・ 五 ・ 三	休 止 年 月 日		平成 二 七 ・ 五 ・ 三

青森県告示第五百五十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年七月二十四日

名 称	居宅介護事業者		名 称	居宅介護事業者	
	主たる事務所の所在地			主たる事務所の所在地	
株式会社福寿		南津軽郡田舎館村大字堂野前川原八の〇	株式会社竹内調剤薬局		東京都板橋区大山東町五三の七
居宅介護の種類		訪問介護	居宅介護指導		居宅介護指導
居 宅 介 護 年 月 日 止		平成 二 七 ・ 六 ・ 三	居 宅 介 護 年 月 日 止		平成 二 六 ・ 二 ・ 二 六

青森県告示第五百五十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年七月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	介護予防事業者		名 称	介護予防事業者	
	主たる事務所の所在地			主たる事務所の所在地	
株式会社福寿		南津軽郡田舎館村大字堂野前川原八の〇	株式会社竹内調剤薬局		東京都板橋区大山東町五三の七
居宅介護の種類		訪問介護	居宅介護指導		居宅介護指導
居 宅 介 護 年 月 日 止		平成 二 七 ・ 六 ・ 三	居 宅 介 護 年 月 日 止		平成 二 六 ・ 二 ・ 二 六

青森県告示第五百五十二号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十七年七月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	居宅介護事業者	
	主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類
株式会社ライアベック	十和田市西十二番町一六	居宅療養管理指導
名 称	居宅介護事業所	
	所在地	指 定 年 月 日
竹内調剤薬局	十和田市西十二番町一六	平成二六・二・二七

青森県告示第五百五十三号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十七年七月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	介護予防事業者	
	主たる事務所の所在地	介護予防事業の種類
株式会社ライアベック	十和田市西十二番町一六	介護予防居宅療養管理指導
名 称	介護予防事業所	
	所在地	指 定 年 月 日
竹内調剤薬局	十和田市西十二番町一六	平成二六・二・二七

青森県告示第五百五十四号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年七月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	居宅介護事業者	
	主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類
社会福祉法人津軽富士見会	弘前市大字山七崎一丁目三の	訪問看護
名 称	居宅介護事業所	
	所在地	休 止 年 月 日
訪問看護ステーション弘前	弘前市大字山七崎一丁目三の	平成二七・五・三

青森県告示第五百五十五号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二

の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活  
介護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年七月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者		居宅介護 事業の種		居宅介護事業所		廃止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	名 称	所在地	
株式会社竹内 調剤薬局		東京都板橋区 大山東町五三 の七		竹内調剤薬局		平成 二六・二・二六
居宅療養 管理指導		十和田市西十 二番町一六		十和田市西十 二番町一六		

青森県告示第五百五十六号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配  
偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてそ  
の例によるものとされた生活介護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例」よ  
る生活介護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二  
の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活  
介護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年七月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

介護予防事業者		介護予防 事業の種		介護予防事業所		廃止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	名 称	所在地	
株式会社竹内 調剤薬局		東京都板橋区 大山東町五三 の七		竹内調剤薬局		平成 二六・二・二六
介護予防 居宅療養 管理指導		十和田市西十 二番町一六		十和田市西十 二番町一六		

青森県告示第五百五十七号

平成二十七年クリーニング師試験を次のとおり施行するので、青森県クリーニング  
業法施行細則（昭和四十五年一月青森県規則第一号）第四条第一項の規定により告示  
する。

平成二十七年七月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 試験の期日及び場所
  - 1 期日 平成二十七年十一月七日（土）
  - 2 場所 青森市大字戸山字宮崎二二の二  
青森県立青森第二高等養護学校体育館及びクリーニング実習室
- 二 受験願書受付期間  
平成二十七年八月三十一日（月）から同年九月十七日（木）まで。ただし、郵送  
による場合は同日までの消印のあるものは有効とする。
- 三 受験願書提出先  
青森市長島一丁目の一  
青森県健康福祉部保健衛生課生活衛生グループ
- 四 その他  
受験願書は、県内各地域県民局地域健康福祉部保健総室（保健所）、青森市保健  
所及び青森県健康福祉部保健衛生課生活衛生グループで配布する。

青森県告示第五百五十八号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第百八条第二項の規定により次  
の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する  
要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第五十条の二第四項  
の規定により公示する。

平成二十七年七月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称）	区	域	区	分
	青森県知事	三	村	申 吾

下北郡東通村大字尻笥字下堀川三 小向井 保蔵	尻笥区域 尻笥漁業協同 組合の地区	総トン数二十ト ン未満の漁船に より行う漁業で あつて、主とし ていかつり漁業
下北郡東通村大字尻笥字尻笥三二 坂上 幸次郎		
下北郡東通村大字尻笥字尻笥七 林 一喜		
下北郡東通村大字尻笥字天神林二二の二 中村 貞孝		
下北郡東通村大字尻笥字尻笥八の二 向井 正喜		
下北郡東通村大字尻笥字尻笥六 小笠原 清春		
下北郡東通村大字尻笥字尻笥八の二 向井 正喜		
底建網漁業		

図面 番号	道路 種類の	路線名	変 更 の 区 間	変更の 前後別		敷地の幅員	敷地の延長	備考
				前	後			
1	県道	津軽新城停車場油川線	青森市大字新城字天田内一七四の一から 青森市大字新城字天田内一七三の一まで	四八・三〇メートルまで	一八・三〇メートルまで	一一二・七〇メートル	一一二・七〇メートル	

公 告

政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表

平成二十七年四月から同年六月までの間の政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の概要を次のとおり公表する。

平成二十七年七月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

政府調達に係る苦情の申立てはなかった。

青森県告示第五百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十七年八月二十三日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭